

# 令和4年度 国際社会青年育成事業

## 2次募集応募要領

本事業は、世界共通の社会課題の解決に貢献する日本青年を育成するため、世界的な社会課題をテーマに設定し、当該テーマに関する特徴的な取組を実施している2地域4か国の青年と我が国の当該テーマに関わる分野に1)従事している青年及び2)関心を有する青年との議論を通じてマルチ・ケース・スタディを行うものです。

当該外国青年と我が国の青年との議論を通じて、青年相互の友好と理解を促進し、国内各地域の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神のかん養と国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮できる青年を育成するとともに、青年による社会貢献活動への寄与を目的としております。

### 1 テーマおよび交流対象国

#### (1) テーマ

欧州地域（エストニア共和国、ドイツ連邦共和国）テーマ：ITの活用

中南米地域（ドミニカ共和国、メキシコ合衆国）テーマ：災害対策

#### (2) 共通テーマ：ITの活用、災害対策の観点から考える街づくり

交流対象国は調整中

### 2 事業の構成及び内容

本事業は、日本参加青年に対する研修（オンライン事前研修、対面事後研修）、日本参加青年と外国参加青年とのオンライン交流及び対面交流、並びに日本参加青年が行うオンライン事業報告会によって構成されます。

#### (1) 日本参加青年と外国参加青年とのオンライン交流【使用言語：英語または日本語（通訳有）】 オリエンテーション、参加青年間の意見交換、ディスカッションの準備等を行う。

#### (2) 日本参加青年と外国参加青年との対面交流【使用言語：英語または日本語（通訳有）】

日本国内における中央プログラム及び地方プログラムにおいて、以下の活動を行う。

水際措置の待機期間を活用したオンラインによる参加青年間の意見交換

ディスカッション

対面交流での議論及び視察先で得た経験を盛り込んだグループテーマごとの討論・発表を行う。

文化施設、産業関係施設等の訪問

訪問地青年との交流

その他（内閣府が適当と認める活動）

(3) 日本参加青年に対する研修【使用言語：日本語】

オンライン事前研修

本事業の趣旨及び内容並びに交流対象国についての理解を深め、日本参加青年としての心構えなど最低限の知識やディスカッションスキルを習得するとともに、ディスカッションテーマに係る理解を深めることを目的として実施する。

対面事後研修

外国参加青年との交流の振り返りやそこで得た経験をどのようにいかしていくか議論を行うとともに、オンライン事業報告会の準備の場としても活用することを目的として実施する。

(4) オンライン事業報告会【使用言語：日本語】

オンライン交流で得られた成果等について報告し、青年国際交流事業に関心ある一般の青少年に向けて配信することを目的として実施する。

### 3 開催日時（調整中）

(1) オンライン交流（全1日間）

欧州地域：令和4年11月20日（日）17:00～20:00

中南米地域：令和4年11月19日（土）9:00～12:00

(2) 対面交流（全10日間：中央プログラム6日間、地方プログラム4日間）

令和4年12月7日（水）～12月16日（金）

(3) 日本参加青年に対する研修

オンライン事前研修（全2日間）

令和4年10月22日（土）および10月29日（土）各日10:00～17:00

対面事後研修（1日）

令和4年12月16日（金）4時間程度

(4) オンライン事業報告会（1日）

令和5年2月11日（土）14:00～17:00

諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

### 4 募集人数

日本参加青年 16名（欧州地域8名、中南米地域8名）

外国参加青年は1か国8名程度、日本・外国で合計48名程度が参加予定

## 5 応募要件等

- (ア) 日本の国籍を有すること。
- (イ) 令和4年4月1日現在、18歳以上32歳以下の者であること。ただし、テーマ(災害対策またはITの活用)に関係する分野に従事している者については40歳以下も可とする。
- (ウ) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある行動ができる者であること。
- (エ) あらかじめ定められたテーマに関心があること。
- (オ) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (カ) 交流対象国に対して関心と理解があること。
- (キ) 本事業における活動(ディスカッション等)を円滑に行うことができる英語力を有すること。ただし、テーマ(ITの活用または災害対策)に関係する分野に従事している者については英語力を問わない。
- (ク) テーマに関する分野に従事している者については、当該分野の社会活動の経験が原則3年以上ある者で、専門とする社会活動について、相当程度の知識又は技能を有すること。
- (ケ) オンライン事前研修、オンライン交流、対面交流、対面事後研修及びオンライン事業報告会の全日程に参加できること。
- (コ) 本事業終了後もその経験をいかして社会活動を活発に行うことが期待できること。
- (サ) 自らの負担でオンライン交流に必要な機材(パソコンのほか、インターネットに接続できる環境等)を準備できること。
- (シ) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体のHP、SNS及びその他広報に用いることに同意すること。
- (ス) 新型コロナワクチンを接種済であること(日本国内で承認されているワクチンを3回接種していること)。
- (セ) 新型コロナウイルス感染症に対して内閣府が求める必要な対策・対応(マスク着用、手指消毒、検査など)について協力すること。
- (ソ) 令和元年度以前の内閣府主催の青年国際交流事業に参加していないこと。

今年度の本事業参加者は、次年度以降同様の事業形態であった場合においては、原則として参加は認められません。

令和元年度以前の内閣府の青年国際交流事業に参加した方の応募はできません。

令和2年度および3年度に内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した方も応募は可能です。

## 6 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2022.html>

参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、600字以内の応募理由（志望動機）を記入していただきます。）

テーマに関係する分野に従事している者については、応募要件（ク）を満たすことを説明する書類（A4一枚程度、書式自由）を参加申込書に添付してください。

健康診断書及び新型コロナワクチンの接種証明を参加申込書に添付してください。なお、いずれも様式は自由ですが、健康診断書については、令和3年7月以降に受診の上作成されたものであること、新型コロナワクチンの接種証明については、接種日、接種したワクチンの種類がわかるものを添付してください。

書類選考の合否判定については令和4年8月3日（水）頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接及び英語でのグループ面接を8月6日（土）、7日（日）、13日（土）、16日（火）、17日（水）のいずれかで実施予定。なお、日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

ただし、応募要件の（ク）を満たす者については、個人面接及びグループ面接ともに日本語で行い、グループ面接は討議方式（グループディスカッション）で行う予定です。

オンライン面接による選考の合否判定については8月26日（金）頃までに面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

**参加申込書提出の締切：令和4年8月1日（月）午前10時**

参加申込書はメールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

## 7 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、5に記載する応募要件等を満たし、オンライン事前研修、オンライン交流、対面交流、対面事後研修及びオンライン事業報告会を含む全日程に参加することを条件とします（参加申込書に所定欄があります。）

ただし、参加青年として決定後であっても、応募要件等に反することが判明した場合、オンライン事前研修以降に開催される全日程に参加しなかった場合、その他、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

## 8 その他

(ア) 以下の経費については各参加者のご負担となります。

オンライン交流に必要な通信機器及び通信料

国内旅行保険加入費

国内旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用

対面交流前に各自で受けていただく PCR 検査費用( 各自治体で無料検査を実施している場合があります )

小遣いその他個人用に必要な経費

(イ) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。

(ウ) 内閣府が実施するそのほか 4 つの国際交流事業との併願はできません。

(エ) 本事業を通じて、外国参加青年及び日本参加青年の相互理解と友好促進に貢献された青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、オンライン事前研修、オンライン交流、対面事後研修及びオンライン事業報告会の全日程に参加しなかった場合、その他、参加青年として不相当と認められる行動があった場合には交付いたしません。

(オ) 本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的とした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」( IYEO ) を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

( <https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html> ) 又は IYEO ホームページ ( <https://www.iyeo.or.jp/> ) を御覧ください。事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです ( 各県 IYEO への連絡先 <https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/> )